

# スイートピア 霧島 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明いたします。

## 1 事業者

- ① 法人名 : 有限会社 ライフサポート
- ② 法人所在地 : 鹿児島市唐湊4丁目1番2号
- ③ 電話番号 : 099-250-0611
- ④ 代表者氏名 : 代表取締役 佃 望
- ⑤ 設立年月日 : 平成13年11月20日

## 2 事業所の概要

- ① 事業所の種類 : 通所介護、介護予防通所介護
- ② 介護保険指定番号 : 鹿児島県指定 第4671200832号
- ③ 開設年月日 : 平成21年4月15日
- ④ 事業所の目的 : “地域の中で、その人らしく、安心して暮らし続ける”を理念とし、適正なサービスの提供により、地域高齢者福祉の向上に貢献することを目的とします。
- ⑤ 事業所の名称 : スイートピア 霧島
- ⑥ 事業所の所在地 : 鹿児島県霧島市国分上小川732番地
- ⑦ 電話番号 : 0995-73-3730
- ⑧ F A X 番号 : 0995-73-3734
- ⑨ 管理者氏名 : 管理者 東村 恵美子
- ⑩ 事業所の運営方針 : 利用者に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上必要な援助及び機能訓練等を、利用者の選択に基づき行います。
- ⑪ 事業所の利用定員 : 10人
- ⑫ 建物の構造 : 木造2階建ての1階部分
- ⑬ 建物の建築面積 : 310.35 m<sup>2</sup>
- ⑭ 建物の延べ床面積 : 499.37 m<sup>2</sup>

## 3 事業実施地域及び営業時間等

- ① 事業の実施地域 : 通常の事業の実施地域は、霧島市内の区域とします。
- ② 営業日 : 年中無休とします。
- ③ 営業時間 : 午前9時00分から午後5時00分までとします。
- ④ サービス提供時間 : 午前9時25分から午後4時35分までとします。  
但し、利用者の必要におうじて、延長サービスを行えるものとします。

#### 4 職員の配置状況

当事業所では、指定通所介護サービス等を提供するために、次の通りの職種の職員を配置しています。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	資 格	勤 務 形 態
管 理 者	1 名	介護福祉士	常勤で兼務
生 活 相 談 員	1 名	介護福祉士	常勤で兼務
看 護 職 員	1 名	看護師	常勤で兼務
機 能 訓 練 指 導 員	1 名	理学療法士等	常勤で兼務
介 護 職 員	1 名		常勤及び非常勤

#### 5 提供するサービスと利用料金

##### ① 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、原則として利用料の 1 割が自己負担額となります。

〈サービスの概要〉

##### 1) 日常生活上の支援

- ・排泄、移動その他必要な身体の介助を行います。

##### 2) 健康チェック

- ・血圧、体温の測定を行います。

##### 3) 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

##### 4) 生活指導・レクリエーション

- ・利用者に対しての相談、助言及びレクリエーション活動を行います。

##### 5) 機能訓練

- ・利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

##### 6) 送迎サービス

- ・利用者の希望により、送迎サービスを行います。

〈介護予防通所介護利用料金〉

基本部分			同一建物からの 通所利用の場合
介護予防通所介護費	要支援1	2,099円(1月)	-376円
	要支援2	4,205円(1月)	-752円
生活機能向上グループ活動加算		100円(1月)	
運動器機能向上加算		225円(1月)	
栄養改善加算		150円(1月)	
口腔機能向上加算		150円(1月)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	24円(1月)	
	要支援2	48円(1月)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記合計利用料金の 1.9%	

※ 介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額も変更されるものとします。

〈通所介護利用料金〉

基本部分				同一建物からの通所利用の場合		
小規模型通所介護	3時間以上 5時間未満	要介護1	461円 (1回)	-94円 (1日)		
		要介護2	529円 (1回)			
		要介護3	596円 (1回)			
		要介護4	663円 (1回)			
		要介護5	729円 (1回)			
	5時間以上 7時間未満	要介護1	700円 (1回)			
		要介護2	825円 (1回)			
		要介護3	950円 (1回)			
		要介護4	1,074円 (1回)			
		要介護5	1,199円 (1回)			
	7時間以上 9時間未満	要介護1	809円 (1回)			
		要介護2	951円 (1回)			
		要介護3	1,100円 (1回)			
		要介護4	1,248円 (1回)			
		要介護5	1,395円 (1回)			
	算定対象時間が 9時間以上 10時間未満の場合の加算		50円 (1回)		※月2回限度	
	算定対象時間が 10時間以上 11時間未満の場合の加算		100円 (1回)			
	算定対象時間が 11時間以上 12時間未満の場合の加算		150円 (1回)			
	入浴介助を行った場合		50円 (1日)			
個別機能訓練加算(Ⅰ)		42円 (1日)				
個別機能訓練加算(Ⅱ)		50円 (1日)				
口腔機能向上加算		150円 (1回)				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6円 (1回)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記合計利用料金の 1.9%				

※ 介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額も変更されるものとします。

② 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

1 食 事 代	利用者に提供する、食事の費用です。	500円
2 レクリエーション費	行事・催し物等に要した費用を負担していただきます。	平均約 1,000 円
3 お む つ 代	紙おむつ等の利用者に対し、それに要した費用を実費負担していただきます。	平均約 1,000 円
4 複写物の交付	サービス提供記録等は、いつでも閲覧出来ませんが、複写物の交付は実費負担となります。	10円/1枚
5 そ の 他	日用品の購入代金等で、利用者にご負担頂くことが妥当であるものにかかる費用です。	購入費の実費

